

法務大臣からの感謝状贈呈

ニュース



9月30日をもつて人権擁護委員を退任された曾我定子さん、高瀬科子さんへ法務大臣から長年の人権擁護活動の功績が認められ、感謝状が贈呈されました。

その伝達式が11月5日に本庁舎で行われ、曾我さんと高瀬さんが出席されました。式典では、町長が「長い間には大変なこともあったと思いますが、地域のためにご尽力いただきありがとうございました」と感謝を述べ感謝状を贈呈しました。

曾我さんは18年1か月、高瀬さんは15年3か月にわたり人権擁護委員を務めていたため、長い間地域のためにご尽力いただきありがとうございました。

水道管の凍結防止について

お知らせ

▼凍結しやすい水道管

気温がマイナス4度以下になると、水道が凍結し水道管破裂などの事故が多くなります。特に水道管が次のような場所にある場合は、防寒対策をお願いします。

○むき出しになつていてる場所
○北向きの寒い場所
○日照時間の短い場所
○風当たりの強い場所

▼水道管の凍結防止方法

水道管がむき出しになつている部分や蛇口部分は破裂しやすいので、上部まで完全に保溫材を巻き付け、保溫材が濡れないよう、上からビニールなどを巻いてください。保溫材は市販の物もありますが、身近な物として毛布や布で代用できます。

▼水道管が凍つてしまつたら

気温の上昇により自然に解凍するのを待つか、タオルや布などをかぶせて、その上から「ぬるま湯」をゆっくりとかけて解凍してください。なお、急に熱湯をかけると水管や蛇口が破裂する場合がありますのでご注意ください。それでも水が出ない場合は、

蛇口を必ず閉めて自然に溶けのを待つてください。

▼破裂したら

水道メーターハンドルの止水栓を締めて応急処置をし、いのまち指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。(いのまち指定給水装置工事事業者については上下水道課水道係にお問い合わせください。)

水道メーター以降の水道施設の修理にかかる費用は、所有者の負担となりますのでご注意ください。

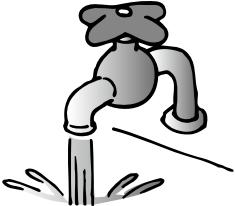
■問い合わせ

上下水道課

■893-11920

吾北総合支所建設課
■867-12315

本川総合支所産業建設課
■869-12115



平成27年度臨時福祉給付金の申請期限は1月29日(金)です

お知らせ

水道メーターハンドルの止水栓を締めて応急処置をし、「臨時福祉給付金」が支給されることがあります。

こととなり、町では申請の受付をしています。
支給対象となる可能性のある方には、9月上旬に申請書などを送付しています。

申請期限は、1月29日(金)です。支給対象となる可能性のある方でまだ申請されていない方は、必要書類を必ず確認の上、申請期限までに申請してください。

また、申請書を提出している方で、申請書に不備がある場合はお知らせをしています。不備のままにしておくと支給されませんので、不備のお知らせが届きましたら内容を必ず確認してください。

支給対象となる可能性のある方で申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありましたが、次回の問い合わせ先までご連絡ください。

振り込め詐欺にご注意ください！

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に絡む詐欺被害が懸念されます。二つの給付金事業の実施に際し、ATM(銀行・コンビニなど)の現金自動支払機の操作をお願いすることは絶対にありません。

●町職員からの電話による不備のままにしておくと支給されませんので、不備のお知らせが届きましたら内容を必ず確認してください。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでしまうことは絶対にできません。
●町や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めるなどは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署(又は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

本川総合支所住民福祉課
■869-12112

ほけん福祉課
■893-13800